

平成30年度 納税カレンダー (保存版)

図 税務課 ☎73-6642

納付月	納期限	市県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税
5月	5月31日(木)		1期分	全期分	
6月	7月2日(月)	1期分			
7月	7月31日(火)		2期分		1期分
8月	8月31日(金)	2期分			2期分
9月	10月1日(月)		3期分		3期分
10月	10月31日(水)	3期分			4期分
11月	11月30日(金)		4期分		5期分
12月	12月25日(火) [※]				6期分
平成31年 1月	1月31日(木)	4期分			7期分
2月	2月28日(木)				8期分

◎納期限は、毎月15日～月末日までとなっていますが、月末が土・日・祝日にあたる時はその翌平日になります。

※ただし、12月は25日(火)までです。

◎市税は、市役所または、お近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで、納期限内に納めましょう。

◎口座振替をお申込みの場合は、納期限日に引き落としされます。各納期に前もって預金残高の確認をお願いします。

市税の納付は **便利・安心・確実** 三拍子そろった**口座振替**で!!

市内各金融機関に備えてある「南島原市口座振替依頼書」で手続きができます【**手続きには通帳と届出印が必要です**】。

●取扱金融機関：(株)十八銀行・島原雲仙農業協同組合・(株)長崎銀行・(株)親和銀行・九州労働金庫・(株)ゆうちょ銀行

————— 口座振替で納付の人は、各納期前に預金残高の確認をお願いします —————

自動車税・軽自動車税の納期限は**5月31日(木)**です

自動車税・軽自動車税は、お近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納期限内に納めましょう。

図自動車税のことは……県央振興局 税務部

☎0957-22-0508

軽自動車税のことは…南島原市役所 税務課

☎73-6642

軽自動車税の減免申請を

身体などに障がいがある人のために使用する軽自動車などで、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税が減免されます。また、社会福祉法人の所有する車で、専ら本来の事業に利用する軽自動車なども申請により減免されます。

●受付期間 **5月15日(火)～5月30日(水)**

※障がいの程度により減免の対象とならない場合があります。

※減免申請は毎年度必要となります。昨年申請をされた人でも手続きが必要となりますのでご注意ください。

※家族運転で同一世帯でない場合には病院の領収書の提出が必要になる場合もあります。

軽自動車税納税証明書の発行について

口座振替を利用して納税をしていて、6月初旬ごろまでに車検のために「軽自動車税納税証明書」が必要な人は、**窓口で申請した場合にのみ平成29年度までの納付状況により有効期限を延長した納税証明書を交付します。**

口座引落としを利用している人の納税証明書は、6月下旬ごろ発送します。



南島原の宝物を世界の宝物に

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」

12の構成資産を地域ごとに紹介しています

第8回 大浦天主堂(長崎市)



1854年、アメリカをはじめとする西欧諸国からの相次ぐ開国の要求を受けて、江戸幕府は下田、および函館を開港しました(日本の開国)。長崎も同年に開港し、長崎へと入った宣教師は居留地に住む西洋人のために「大浦天主堂」を建てました。

建設直後の1865年、ひそかに信仰を続けてきた潜伏キリシタンの一人が大浦天主堂の神父に自分たちの信仰を告白しました。「信徒発見」と呼ばれるこの衝撃的な出来事により、長崎と天草地方の潜伏キリシタンは新たな局面を迎えることとなりました。

大浦天主堂(国宝)

日本の開国により来日した宣教師が1864年に建てた教会堂であり、潜伏キリシタンが2世紀ぶりに宣教師と出会い、その後カトリックへ復帰するものがあられるなど、新たな信仰の局面を迎えるきっかけとなった「信徒発見」の舞台です。

その後に続く大浦天主堂の宣教師と各地の潜伏キリシタン集落の指導者との接触により、自由に信仰を表明することのできなかった潜伏キリシタンが日本の伝統的宗教や一般社会と共生しながら自らの信仰を続けることによりはぐくんだ伝統が変容し、終わりを迎えるきっかけとなりました。

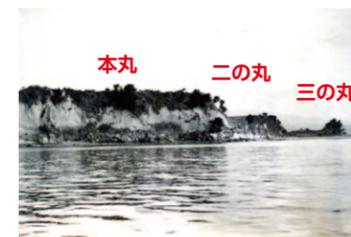
施設紹介

大浦天主堂 キリシタン博物館

今年4月1日に大浦天主堂の敷地内にある旧羅典神学校と旧長崎大司教館を活用してオープン。

旧羅典神学校では「信徒発見」に至るまでの大浦天主堂を中心にまた、旧長崎大司教館では、日本のキリスト教の歴史をたどる構成で、およそ130点が展示されています。

- 住所：長崎市南山手町5番地3
 - 電話：095-823-2628
(大浦天主堂)
 - 拝観時間：午前8時～午後6時、
 - 入館料：大人1,000円、中高生400円、小学生300円
- ※大浦天主堂の入場料を含む



指定以前の原城跡(大正13年)



指定後の原城跡(昭和30年)
<本丸前より二ノ丸方面を撮影>

原城跡が国史跡指定80周年を迎えます

現在、世界文化遺産の登録を目指している原城跡ですが、国の史跡指定は古く、昭和13年(1938)5月30日に旧文部省により指定されています。

そして、今年の5月30日に指定から80周年の節目を迎えようとしています。



松本市長コメント

原城跡の指定当時は、戦時中の大変な時期でしたが、その中でも高い価値が早くから認められていました。今日に至る長い年月、多くの課題や困難もありましたが、国や県はもとより、何よりも地元の方々の熱意とご努力によって今日まで原城跡は守られてきました。

関係者に、深く敬意と感謝を申し上げます。

今夏の原城跡の世界遺産登録がいよいよ間近となってきましたが、国史跡として守られてきた80年の重みをしっかりと引き継ぎ、登録後は「国の宝」から「世界の宝」として、確実な原城跡の保存に努めていきます。また、本市の代表的な史跡として、教育・観光・地域振興などの諸分野において、有効活用をさらに推進したいと考えています。